

子どもの人権問題に関して法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた主な事例

1. 小学校におけるいじめ事案

◆小学生の児童が、同級生から暴言を吐かれたり蹴られたりするなどのいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないとして、母親から相談があった事案。

法務局の調査の過程で、母親から、道徳の授業の内容について不満が述べられたことから、法務局主催で学校において子どもたちに相手への思いやりの心や生命の尊さについて啓発する人権教室を実施することを提案し、学校側の了承も得て、人権擁護委員が学校に赴いて人権教室を実施した。母親からは、学校側が様々な配慮をしてくれるようになった点も含めて、法務局の関与に対する謝意が述べられた。学校側においては、被害児童が安心して登校できるよう環境整備が図られ、学校全体で見守り体制が構築されるなどし、両者の関係が修復されるに至った。

(措置:「調整」)

2. 家族による性的暴行事案

◆親から性的暴行を受けており、また、当該行為を撮影した動画を拡散する等の脅迫を受けているとして、「子どもの人権110番」に相談があった事案。

当初、親からの報復を恐れて自らの住所等を明らかにすることに慎重であったが、法務局は、何度もやり取りを重ねて信頼関係を構築し、児童相談所及び警察と連携して対応した結果、被害者は児童相談所に一時保護され、親は逮捕されるに至った。

(措置:「援助」)

3. 中学校教諭による体罰事案

◆中学校教諭が、生徒の頭を両手でつかんで頭突きをし、軽傷を負わせたとして、法務局において調査を開始した事案。

法務局による調査の結果、教諭が生徒を体罰により負傷させた事実が認められたほか、同教諭は、過去にも体罰を行い、当時の校長から注意を受けていたことが判明した。

そこで、法務局は、教諭に対し、体罰の不当性を改めて認識させ、今後二度と体罰を行わないように説示するとともに、校長に対し、教員に対する指導を一層徹底するよう要請した。

（措置：「説示」「要請」）